



# 補助金

制  
度  
を

## ご利用ください



既に横浜市から災害応急用井戸の指定を受けている井戸が対象です。  
※修繕後に指定を受けた場合は、補助対象外です。

## 修繕費の半額を補助します

ポンプの  
修理・交換

~75,000円

立上げの  
修理

~75,000円

ふたの  
修理・交換

~25,000円

その他

給水に必要なものの  
修理・交換

~25,000円

- 令和8年4月1日以降の修繕が対象です。また、消費税は補助の対象外です。
- ポンプや立上げとその他の修繕を同時に行った場合、上限総額は10万円です。

申請期間

令和8年6月1日～令和8年12月25日

- ※先着順、予算上限に達し次第終了(進捗状況は横浜市のウェブサイトに掲載)
- ※申請は期間内に1回限り(追加申請は不可)

申込方法

①電子申請・届出システム

右記二次元コードからアクセス▶▶▶



②医療局生活衛生課

に持込み又は郵送

お問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎21階南側  
横浜市 医療局 生活衛生課 環境指導係  
TEL:045-671-2457 / FAX:045-641-6074  
Eメール:ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

# 補助金を受け取るまでの流れ

事前相談

補助対象かの確認、設置者の変更は工事前にご相談ください。

故障箇所の撮影

工事

修繕箇所の撮影

申請書の提出

通知書の受領

請求書の提出

補助金の受取

先着順!

提出前にご確認ください!

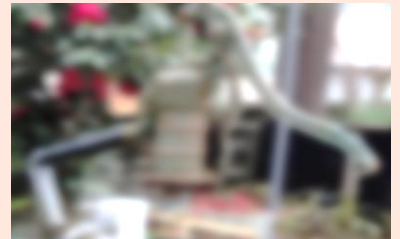
工事前、工事後の井戸を撮影しましたか?

修繕の状況が分かるように撮影してください

✗ 不適切な写真例



近すぎる



ぼやけている

申請者と領収書の宛名は設置者と同じですか?  
(窓口提出の場合は書類を持ち込む人も)

🔍 チェックが付かない場合は、必ず申請前にご相談ください

《補助金を受け取ったら》

災害時に生活用水として提供できるよう、修繕後も適切に管理してください。



補助を受けてから3年が経過するまで、譲渡や指定の解除は出来ません。

## Q&A

Q. 現在はバケツによる汲上げ式です。これから電動ポンプを新設しますが、補助対象ですか。

A. 修繕と言える場合は補助対象となります。個別にご相談ください。

Q. 1つの井戸で複数項目の補助を受けられますか。

A. 受けられます。申請できるのは1回限りのため、複数にわたって工事した場合はまとめてご申請ください。

(参考)修繕費の計算方法	上限額	工事費	補助額
ポンプの修理・交換	7.5万円	16万円	8万円⇒7.5万円
立上げの修理	7.5万円	6万円	3万円
ふたの修理・交換	2.5万円	2万円	1万円
その他給水に必要なものの修理・交換	2.5万円	1万円	0.5万円
合計(総額)	10万円	25万円	12万円⇒10万円

Q. 複数の井戸を工事しました。まとめて申請できますか。

A. できません。内訳金額を確認し、井戸ごとに申請してください。

申請受付枠の状況、要綱、制度の詳細などは、本市のウェブサイトをご覧ください。



横浜市 井戸 修繕補助金

検索

分からないことがございましたら、お気軽にご相談ください。